

制度の概要

利用期間 月曜日から金曜日の中で週 3 日間 ※年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日） および各施設の休園日は除く ※行事等で利用できない場合があります ※実施日は各施設または総合支援システムでご確認ください	対象者 保育所・認定こども園・地域保育事業 所などに通っていない、0 歳 6 か月～ 満 3 歳児の未就園児 保護者の就労状況、市内外等の 条件なし！
利用時間 午前 9 時から 11 時 ※ 1 時間から利用可能	利用金額 1 時間あたり 300 円 ※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世 帯、その他市長が定める世帯の方は利用 料が免除されます ※利用者負担額の減免を受けるには、「乳児 等通園支援事業利用者負担額減免申請書」 の提出が必要です
利用限度 1 か月あたり上限 10 時間	
定員 1 日 3 人	

実施方法

午前 9 時から 11 時の間、通常保育の在園児と同じクラスに入り、保育を受けます。



1日の流れ		7:30	8:30	9:00	11:00	12:30	15:00	16:30	18:30
通常保育	早朝保育	登園	遊びと生活		給食	午睡	遊びと生活	随時降園 延長保育	
こども 誰でも通園制度		登園	遊びと生活		お迎え				

こども誰でも通園制度

ID 0022397 問 こども未来課 (☎ 82・2236 / IP ☎ 88・9080)



こども誰でも通園制度とは？

「こども誰でも通園制度」とは、令和 8 年 4 月から全国の自治体で開始した、保護者の就労状況に関係なく、0 歳 6 か月から満 3 歳未満で保育所等に通っていないお子さんが、月一定時間まで保育所などを利用できる制度です。

こども誰でも通園制度を利用すると

子どもにとって 家庭とは異なる経験や、地域に出て家族以外の人とも触れ合える機会が広がります。また、年齢の近い子どもたちと関わることで、社会性の育ちを支え、成長につながる様々な豊かな経験が得られます。	大人にとって 専門的な知識や技術を持つ人と関わることで、気持ちが少し楽になったり、孤独や不安が和らいだりします。少しの時間でもお子さんと離れて過ごす時間を持つことで、育児の負担感を軽くすることにもつながります。
---	---

よくある質問

こども誰でも通園制度と一時預かりの違いは何ですか？

一時預かりは、保護者が就労や疾病など家庭での育児に困ったときに利用できる事業です。こども誰でも通園制度は、保護者が働いていなくても利用でき、育児負担を軽減しつつ子どもが家庭だけでは得られない経験を通して成長できるよう「子どもの育ちのため」に実施される事業です。

こども誰でも通園制度と一時預かりは併用できますか？

併用可能です。一時預かりの実施時間や利用料金などの詳細は各施設へお問い合わせください。

複数の施設を利用することはできますか？

施設ごとに事前面談を受け、承認を得ることでご利用いただけます。ただし、利用時間上限 10 時間は各施設の合計です。

親子通園は実施していますか？

保護者が子どもと一緒に登園し、一緒に過ごしたり遊んだりする「親子通園」は、宇陀市では実施していません。

給食、おやつを提供はありますか？

給食の提供はしていません。
おやつ（アレルギー対応の「ハイハイ」のみ）の提供はしています。

実施場所

市内 4 つのこども園で実施しています。詳細は各こども園またはこども未来課にご相談ください。

大宇陀こども園

所在地：
大宇陀拾生 806
☎ 83・3511
IP ☎ 88・9118



菟田野こども園

所在地：
菟田野古市場 672
☎ 84・3586
IP ☎ 88・9164



榛原こども園

所在地：
榛原下井足 105-1
☎ 97・9066
IP ☎ 88・0497



室生こども園

所在地：
室生三本松 1284
☎ 97・2255
IP ☎ 88・9203



利用の流れ

申請から利用までは、市役所窓口での申請と総合支援システム（つうえんポータル）を使用した予約が必要です。

STEP 1

市役所窓口で認定申請

市役所こども未来課の窓口にて、利用しようとする日の 1 か月前までに提出してください。

- ①乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書
- ②乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）児童問診票
- ③乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）緊急連絡調査票

※利用料の負担軽減を希望される方は、利用料減免申請書を一緒にご提出ください



STEP 2

利用承認・お子さま情報の入力

認定申請を市が承認した場合、申請書に記載されたメールアドレスに「総合支援システム」のアカウントを発行したに関するお知らせと認定証の発行通知が届きます。
メールの記載内容に従い、パスワード変更や利用するお子さまの情報を入力してください。



STEP 3

総合支援システム（つうえんポータル）で事前面談予約

施設の初回利用時は事前面談が必要となります。
総合支援システム（つうえんポータル）で事前面談の予約をしてください。

※事前面談の結果、施設の受入態勢等を勘案し、集団保育が困難と判断された場合、その施設を利用できない場合があります



STEP 4

総合支援システム（つうえんポータル）で利用予約

事前面談後、総合支援システム（つうえんポータル）で利用日を予約することができます。施設が利用の承認を行うと、利用確定メールが届きます。



STEP 5

利用

登園および降園時に、施設が提示する QR コードをスマートフォンで読み取り、登園・降園時間を登録してください。
利用した施設に利用料（現金のみ）をお支払いください。

